

第9回豊岡みなと・城崎カッターレース 競技規約

- 1 一般の部は往路300m、復路200mの折り返しコースで行う
その他の部は往路200m、復路100mの折り返しコースで行う
- 2 一般の部は1回戦の勝者とタイム上位チームで準決勝戦を行い、更にその勝者で決勝戦を行う
コースについては主催者が決定する
その他の部は1回戦の勝者とタイム上位チームで決勝戦を行う
- 3 使用艇はあらかじめ主催者が割当てする
- 4 出漕クルーは、艇指揮・艇長・艇員6名の計8名とし、届出の出場選手名簿の範囲内において、クルーの交代を認める
- 5 出漕要領
<スタート>
 - ①スタート準備
 - ・速やかにスタート位置につき、スタートの態勢を整える。
 - ・全てのオールを水面から上げる
 - ・準備が整えば、艇指揮が白旗を上げスターターに知らせる
 - ・艇首不揃いの時はスターターの指示に従い、速やかに艇を移動させる
 - ②用意
 - ・スターターが旗を頭上に掲げ「用意」の号令を発したら、全てのオールを上げ、用意の姿勢をとる
 - ③スタート
 - ・スターターの号砲と、旗の振り降ろしで一斉に出漕する
 - ④スタートのやり直し
 - ・審判長がスタート不完全と認めた場合及び水かき3回の内にオールの折損が生じた場合は、レースを中断し、スタートのやり直しをする

<回頭>

 - ・コースの折り返しは、回頭ブイを左舷側に見て行う（左回り）ものとする

<ゴール>

 - ・岸の旗とブイを見通す線を艇首が横切った時をゴールとする
順位決定は目視で行うとともにタイム計測する。同着の場合は追い込み艇を勝者とする
- 6 失格
次の場合は失格とする
 - ・スタートにおいて、フライングを犯したと審判長が認めた場合
 - ・指定のブイを回頭しなかった時は失格とする
 - ・故意または過失により、他艇の進路を妨害したと審判長（競技委員長）が認めた場合
- 7 その他
 - ・レース途中でオールを流した場合やオールを折損した場合は、予備オールを使用して続漕すること
 - ・競技中の判定は審判長が行い、出場クルーはその判定に抗議することはできない
 - ・競技の進行のため、レース終了後速やかに乗艇場所に着艇すること
 - ・レース出漕クルーは、出航予定の2レース前に必ず乗艇場所に集合すること
クルーの集合が遅れた場合、失格になることがある
(進行状況により、出漕予定時間が繰り上がることもある)
 - ・小中学生のクルーは、ライフジャケット（主催者配置）を着用すること

本規約は天候等の状況により、主催者の判断で変更することがある